

2024年における保税関係非違状況一覧【全国分】

【記帳義務違反（誤記帳・記帳漏れ）】

	発見端緒	違反事実概要	備考
1	倉主からの申し出	輸出しようとする貨物について搬入記帳し、同日輸出許可となったが、翌日に同貨物の蔵置確認を実施したところ、未搬入の状態で搬入記帳していた事実が判明したものの。	
2	倉主からの申し出	輸出許可済貨物（合計 8 7 5 C T）のバン詰及び搬出作業が終了したとして搬出記帳を行ったが、他の現場担当者が別貨物の作業中、前述の貨物（3 6 C T）を発見したため調査したところ、積み残しされていることが確認され、誤った搬出記帳を行っていた事実が判明したものの。	
3	倉主からの申し出	保税蔵置場内を点検していたところ、輸出許可済貨物（2PP）の残置を発見したため確認したところ、過去にバンニングのうえ搬出した輸出許可済貨物の一部と判明し、誤った記帳を行っていた事実が判明したものの。	
4	倉主からの申し出	輸出許可済貨物（9PP）をコンテナ詰めのうえ搬出したところ、当該貨物の輸出者（荷主）より、「現地から2PP不足しているとの連絡があった。」との通報を受けたため蔵置場内を確認したところ、当該貨物の残置を確認したものの。	
5	倉主からの申し出	輸出許可済貨物をコンテナに積み込み、同日に搬出作業を終了したとして搬出記帳を行ったが、荷受人より到着数量が契約と違うとの連絡を受けたため保税地域を調査したところ、対象貨物が蔵置されたままになっていることが確認され、誤った搬出記帳を行っていた事実が判明したものの。	
6	倉主からの申し出	輸出許可 2 件分についてコンテナ詰めのうえ搬出し、後日、倉庫内の在庫確認をしていたところ、前述の貨物の一部が積み残しとなっていることが確認され、誤った搬出記帳を行っていた事実が判明したものの。	

	発見端緒	違反事実概要	備考
7	倉主からの申し出	船積みした輸出貨物について、「船積情報登録」及び「船積確認登録」を失念したことにより、93件分の貨物情報が長期蔵置貨物扱いとなっていたため、NACCS後続処理を行ったところ、77件についてはデータが反映されたが、16件についてはデータが反映されず保税台帳未記帳となったもの。	
8	倉主からの申し出	保税運送の到着確認が行われていない貨物12件について、他の輸入許可済貨物と共に誤って搬出したことが判明し、NACCSで配信され保存していたCSVデータ（保税台帳）を確認したところ、当該12件については、データが反映されておらず、保税台帳未作成であることが判明したものの。	
9	倉主からの申し出	蔵置されていた輸出貨物がないにもかかわらず、記帳されていたもの。	
10	倉主からの申し出	NACCS搬入確認登録時に搬入予定先保税地域コードが誤っていたことから搬入確認登録が漏れており、また、貨物情報がないことから輸出申告されていないにも関わらず、後程配信されるものとして、輸出許可済と誤認し貨物を搬出したことが判明したものの。	
11	倉主からの申し出	輸入別送品貨物について、輸入許可後の出庫確認時に1PSショートしていることが判明したため状況確認を行った結果、当初の搬入時点でショートしていたにも関わらず、合数として搬入を行っており、保税台帳上の個数に誤りがあったもの。	
12	倉主からの申し出	倉庫内の棚卸しを実施した際、外国貨物10CTの在庫過多であることが判明したため入出荷履歴を確認したところ、積戻しのため搬出した貨物の一部が積み残されていたことが判明したものの。	
13	他部門からの通報	NACCSから移入承認貨物（併せ運送）の「未着リスト」が配信されたため、工場担当者へ確認した結果、担当者は当該貨物の情報について承知しておらず、保税台帳への記載もなく数週間前から当該外国貨物が保管されていたことが確認されたもの。	

	発見端緒	違反事実概要	備考
14	保税業務検査	見本持出の持出日について、保税台帳に記帳していなかったもの。	
15	保税業務検査	主要従業者による 7 件の記帳義務違反を発見したもの。	
16	保税業務検査	保税業務検査を実施したところ、I S 貨物 7 件分について保税台帳未作成であることを確認したもの。	
17	保税部門からの通報	N A C C S から「長期蔵置貨物情報（1 2 件）」が出力されたため貨物状況を確認したところ、「船積登録処理」が完了しておらず、輸出貨物搬出入データを精査した結果、上記 1 2 件の搬出にかかる記録がなく、保税台帳未作成の記帳義務違反であることが判明したもの。	

【記帳義務違反（誤搬出）】

	発見端緒	違反事実概要	備考
1	倉主からの申し出	倉主からの申し出により、同保税蔵置場より搬出に必要な許可を得ることなく、貨物を搬出したことが判明したもの。	
2	倉主からの申し出	倉庫内の在庫状況確認をしたところ、3 0 0 C T （5 P P 積）のうち 1 0 0 C T が輸入未通関の状態で誤搬出されていたことが判明したもの。	
3	倉主からの申し出	A 国向け輸出貨物のコンテナ詰め作業において、B 国向け輸出貨物の一部を誤ってコンテナに混入させ搬出したもの。	

	発見端緒	違反事実概要	備考
4	倉主からの申し出	積戻貨物（B／L 6 件分）を内国貨物と誤認し、搬出していたことが判明したもの。	
5	倉主からの申し出	蔵置場の担当者が在庫確認を行った際、未通関の貨物が18個ショートしていることに気付いたため納品先に確認したところ、他の貨物と共に既に納品されており誤搬出したことが判明したもの。	
6	倉主からの申し出	A 国向け輸出貨物のコンテナ詰め作業において、同時並行してコンテナ詰め作業を行っていた B 国向け輸出貨物の一部（10CT）を誤ってコンテナに混入させ搬出したもの。	
7	倉主からの申し出	輸出許可済貨物 2 PL 中の 1 PL を、誤って別のコンテナに詰め搬出したもの。	
8	倉主からの申し出	倉主から外国貨物運送が未承認にもかかわらず、保税蔵置場より搬出した旨の報告があったもの。	
9	倉主からの申し出	通関業者が輸入申告控えにより搬出依頼を行ったところ、蔵置場担当者が輸入申告控えを輸入許可書と誤って対査確認を行い、貨物を搬出したもの。	
10	倉主からの申し出	通関業者が輸入申告控えにより搬出依頼を行ったところ、蔵置場担当者が輸入申告控えを輸入許可書と誤って対査確認を行い、貨物を搬出したもの。	
11	倉主からの申し出	A 国向けのコンテナに B 国向けの貨物の一部を混入し搬出したもの。	
12	倉主からの申し出	A 国向けの別送品貨物と B 国向けの別送品貨物の SHIPPING マークを互い違いの状態で貼り付け、搬出したもの。	

	発見端緒	違反事実概要	備考
13	倉主からの申し出	現場作業員が本来すべき対査確認を怠り、同じ輸入者の輸入許可済貨物と勘違いし、未許可輸入貨物を誤搬出したもの。	
14	倉主からの申し出	搬出時に輸入許可済貨物のＢＬ番号を見誤り搬出指示を出した（本来すべき輸入許可書、ＮＡＣＣＳ情報等の確認を怠った）ため、未許可輸入貨物が誤搬出されたもの。	
15	他部門からの通報	保税工場製品をコンテナ詰めのうえ搬出し、通関業者へ連絡したところ、積戻申告中であることが判明したもの。	
16	他部門からの通報	検査指定票の対査確認をすることなく、通関業者から検査予定との連絡を受け貨物を搬出したが、検査指定されていない貨物が検査場に持ち込まれたものの旨の通報があったもの。	
17	保税部門からの通報	ＮＡＣＣＳ管理資料で長期蔵置貨物にかかるデータが出力されたことから、貨物管理者に貨物の状況について確認したところ、当該貨物は輸入許可されることなく搬出されていたことが判明したもの。	
18	保税部門からの通報	保税運送貨物の搬出時、インボイスに反映されていない（１アイテム）貨物を搬出したことが判明したもの。	